

平成19年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名： 彦岐地方局

H20.2.29 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	彦岐地方局	管理部 総務課	H19.4.2	彦岐地方局庁舎冷暖房空調機器保守業務委託	1,225,350	福岡県福岡市博多区住吉1-2-25 三菱電機ビルテクノサービス株式会社九州支社 取締役支社長 石橋 邦久	冷凍機及びヒートポンプ等が三菱電機製であり、三菱電機ビルテクノサービス株式会社の他に本設備を保守できる業者がないため。	第167条の2第1項 第2号
2	彦岐地方局	建設部 空港管理事務所	H19.4.2	彦岐空港照明施設維持管理委託	7,665,000	彦岐市芦辺町諸吉二亦触1853-1 株式会社九電工 彦岐営業所 所長 宮原 政勝	当該業務は航空灯火施設及び電気施設の適正な機能の確保を目的としており、施設の日常点検、月例点検はもとより緊急の場合の臨時点検及び保守作業を要するため、島内に事業所、営業所がある業者に限定されるが、島内で当該業務を安全かつ確実、即時に遂行できる業者は、技術者数、規模、空港特有の航空灯火の知識の精通度合い、経験等から判断すれば、当該業者以外に見当たらないため。	第167条の2第1項 第2号
3	彦岐地方局	建設部 空港管理事務所	H19.4.2	平成19年度彦岐空港消防業務委託	45,691,000	彦岐市郷ノ浦町本村触562 彦岐市長 長田 徹	当該業務は彦岐空港及びその周辺における航空機事故発生又は、そのおそれのある事態に際し、緊密な協力のもとに、一貫した消防救難活動を実施し、被害の防止、又は軽減を図ることを目的としており、消防業務は彦岐市しか行っていないため。	第167条の2第1項 第2号
4	彦岐地方局	農林水産部 農林整備課	H19.8.16	経営体育成基盤整備事業原田地区換地事務委託	2,206,000	彦岐市郷ノ浦町本村触562 彦岐市長 長田 徹	当該業務は長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱により委託先が制限されており、地域の実情に精通している彦岐市が換地業務を行うことでより円滑に業務を推進できるため。	第167条の2第1項 第2号
5	彦岐地方局	建設部 建設課	H19.4.2	平成19年度彦岐地方局管内建設工事設計積算業務委託	12,449,850	大村市池田2丁目1311-3 財団法人 長崎県建設技術研究センター 理事長 城下 伸生	本業務を実施するためには、公共工事における品質確保・施工体制・関係法令及び県の土木行政に精通している必要があり、さらに公正性・技術力も求められるが、これらの条件を満たし、なおかつ、公平性・中立性も期待できる機関であるため。	第167条の2第1項 第2号
6	彦岐地方局	管理部 総務課	H19.4.5	岳ノ辻園地オープニングセレモニー関連事業業務委託	1,825,000	彦岐市郷ノ浦町郷ノ浦281 彦岐観光協会 会長 村田好弘	当該業務を実施するにあたり、彦岐観光協会は、これまで市とのイベント実績も豊富で、かつ市の観光施策についても連携が取りやすく、ボランティアなどの動員においても地元組織の活用に精通しており、当該業務での県・市の一体的な運営が可能であるため。	第167条の2第1項 第2号

平成19年度 限度額を超えた随意契約一覧表

部局名: 壱岐地方局

H20.2.29 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
7	壱岐地方局	管理部 総務課	H20.2.8	芦辺漁港登記事務委託	1,244,523	長崎市五島町8-7 社団法人 長崎県公共嘱託 登記土地家屋調査士協会 理事長 石橋孝作	<p>社団法人長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「公嘱協会」という)は、土地家屋調査士法第63条に基づき、調査士又は調査士法人がその専門的能力を結合して官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、法務大臣の許可を受けて設立された社団法人である。</p> <p>本件委託業務は、正にこの規定に合致するものである。また、これまでの公嘱協会の実績・貢献は十分評価できるものであり、地方公共団体が委託契約を締結するに当たっては、専門業務の適性さ、迅速性を求めることが重視されるべきと考える。よって本件委託契約に関しては、その目的及び内容に照らし、信用、技術、経験等を結合させた公嘱協会と締結することが妥当であり、ひいては、県民の利益増進につながるものと合理的に判断されるため。</p>	第167条の2第1項 第2号
8	壱岐地方局	建設部 建設課	H20.2.20	尾崎地区急傾斜地崩壊対策工事(用地測量業務委託)	2,411,272	長崎市五島町8-7 社団法人長崎県公共嘱託 登記土地家屋調査士会 理事長 石橋 孝作	<p>社団法人長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「公嘱協会」という)は、土地家屋調査士法第63条に基づき、調査士又は調査士法人がその専門的能力を結合して官公署等による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、法務大臣の許可を受けて設立された社団法人である。</p> <p>本件委託業務は、正にこの規定に合致するものである。また、これまでの公嘱協会の実績・貢献は十分評価できるものであり、地方公共団体が委託契約を締結するに当たっては、専門業務の適性さ、迅速性を求めることが重視されるべきと考える。よって本件委託契約に関しては、その目的及び内容に照らし、信用、技術、経験等を結合させた公嘱協会と締結することが妥当であり、ひいては、県民の利益増進につながるものと合理的に判断されるため。</p>	第167条の2第1項 第2号